

を目的とするものとすること。

(新機構法第三条関係)

四 事務所

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、主たる事務所を千葉県に置くものとすること。

(新機構法第四条関係)

五 運営委員会

(一) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に、六(一)及び(二)の業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置くものとし、業務方法書の変更、通則法第三十条第一項に規定する中期計画及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画については、運営委員会の議を経なければならないものとすること。

(新機構法第十二条第一項及び第二項関係)

(二) 運営委員会は、(一)のほか、職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができるものとすること。

(新機構法第十二条第三項関係)

(三) 運営委員会は、運営委員十三人以内をもつて組織するものとすること。(新機構法第十二条関係)

(四) 運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとし、その任期を四年とするものとする等所要の規定を設けること。

(新機構法第十三条関係)

六 業務の範囲

(一) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、三の目的を達成するため、従来の業務に加え、職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営に係る業務を行うものとすること。

(新機構法第十四条第一項関係)

(二) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、(一)の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて(一)に掲げる施設(宿泊施設を除く。)を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うものとすること。

(新機構法第十四条第三項関係)

七 業務の特例

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、従来の業務及び職業能力開発業務のほか、暫定的に雇用促進住宅等の譲渡業務等を行うものとともに、これらの業務の実施に伴う所要の規定を設けること。

(新機構法附則第五条関係)

八 区分経理

職業能力開発業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別の勘定を設けて整理しなければならないものとすること。

(新機構法第十六条関係)

九 協議会等

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、協議会の開催等により、労働者を代表する者、事業主を代表する者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないものとする等所要の規定を設けること。

(新機構法第二十条関係)

十 協議

厚生労働大臣は、六一)の業務に関し、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならないものとすること。

(新機構法第二十二条関係)

十一 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第六 高齢・障害・求職者雇用支援機構の事務所に関する経過措置

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、政令で定める日までの間、主たる事務所を東京都に置くものとすること。

(附則第十四条関係)

第七 中小企業退職金共済法の一部改正

一 業務の範囲等

勤労者退職金共済機構は、退職金共済業務のほか、財形関係業務を行うものとともに、当該業務の実施に伴う所要の規定を設けるものとすること。

二 資本金

勤労者退職金共済機構に資本金を設けるものとすること。

三 業務の特例

勤労者退職金共済機構は、暫定的に所要の業務を行うものとともに、これらの業務の実施に伴う所要の規定を設けるものとすること。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

(附則第十六条関係)

第八 勤労者財産形成促進法の一部改正

一 雇用・能力開発機構の行う教育融資の廃止

勤労者等に対し教育資金の貸付けを行う業務を廃止するものとすること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

(附則第十八条及び第十九条関係)